

回 答 票

質問 番号	質問項目／質問内容	回 答
1	実施要項 4 参加資格 (7) 参加資格として「次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用しているものに限る）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること」と記載があり、アとイが示されています。 こちらの記載については以下のいずれを想定されていますでしょうか。 ・アまたはイの要件を満たす個人を管理技術者として配置する。 ・ア及びイの要件を満たす個人を管理技術者として配置する。 上記以外でしたら想定内容についてご教示いただけますと幸いです。	参加資格(7)の要件は、ア及びイの要件を満たす者となります。
2	実施要項 10 企画提案書の提出 (3) 提出書類 「ア 企画提案書 7 部（内正本 1 部、副本 6 部～）」と記載されていますが、副本に関しては、社名を非表示にする等の処理は不要（正本と同じもの）との理解でよろしいでしょうか。	社名を非表示にする等の処理は不要です。正本と同じものを提出してください。
3	実施要項 10 企画提案書の提出 (4) 提出書の様式及び記載方法 「イ 文字サイズは 12 ポイント以上とする。」と記載されていますが、図表中の文字の大きさは、識別可能な範囲で調整してよろしいでしょうか。	図表中の文字については、図表の見やすさもありますので、識別可能な範囲で調整してください。

質問 番号	質問項目／質問内容	回 答
4	実施要項 10 企画提案書の提出 (4) 提出書の様式及び記載方法	頁数の指定はありません。
	「オ (略)以下の項目に沿って作成することが望ましい。」と記載されています。表の項番 1～5 までの各内容に対する頁数の指定はない (提案者の任意) との理解でよろしいでしょうか。	
5	実施要項 13 企画提案書等のプレゼンテーション (5) 実施内容	企画提案書の内容を逸脱していなければ、説明の際に使用する資料の体裁については、加工しても問題ありません。 また、企画提案書の内容を逸脱していなければ、プレゼンテーション時に使用するパワーポイントの内容を概要版として、当日資料配布することも問題ありません。
	「イ 説明は提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。」と記載されていますが、時間内にわかりやすく説明をするため、企画提案書の体裁の加工 (内容は変えずに、文章中に下線・着色の追加、枠囲い等の追加等) は問題ないでしょうか。	
6	実施要項 17 その他の留意事項	開示請求があった場合は、浜田市情報公開条例 (平成 17 年条例第 20 号) 第 14 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、提案者に対し開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書の提出を求めます。その意見書を参考に開示の可否について判断を行います。
	「(7) 本市に提出された書類は、浜田市情報公開条例 (平成 17 年条例第 20 号) が適用され、開示請求があった場合は公開することができる。」と記載されています。企画提案書や業務実績調書などに関しては、企業のノウハウ等の流出につながるため、提案者の承諾を得ない場合は公開対象外としていただける、との理解でよろしいでしょうか。	

質問 番号	質問項目／質問内容	回 答
7	実施要項 8 参加申し込みの手順・方法 業務実績の記載について、配点内の管理技術者の経験及び能力（５点満点）に影響すると思いますが、配置予定の管理技術者が担当した案件でよろしいでしょうか？ また、件数が７件を超える場合は、様式をアレンジし、複数枚で提出してよろしいでしょうか？ 同様に、配置予定技術者調書についても、件数に応じて様式をアレンジし、複数枚としてよろしいでしょうか？	業務実績調書は参加資格を確認し、配置予定技術者調書は評価の対象としています。別紙１の業務実績については、別紙２の配置予定技術者調書と同じでも問題ありません。 別紙１及び別紙２の管理（担当）技術者としての実績について、不足するようであれば記載内容が変わらなければ複数枚として問題ありません。その際は、左上に「別紙１」及び「別紙２」の表示と、任意の位置にページ番号の表示を行ってください。
8	仕様書 第２章 3. 資料収集・整理 より浜田市様に貢献できる提案内容とするため、特記仕様書に記載されている”下水道事業計画、浜田市ストックマネジメント計画(第２期)、下水道管路台帳、下水道施設台帳、浜田市公共下水道事業経営戦略、ウォーターPPP 導入に向けての事前検討等”などの事前検討項目について、詳細な内容（概要版ではなく）を公開していただきたいですが可能でしょうか。	仕様書に例示しています資料については、浜田市ホームページに公開していないものもあります。参加表明書の受付後に必要であれば浜田市下水道課において閲覧することは可能です。 なお、浜田市公共下水道事業経営戦略については、浜田市ホームページにおいて公開しております。 (https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1488170339395/index.html)